

令和6年度北海道風しん抗体検査事業補助金交付要綱

(事業の目的)

- 1 令和6年度北海道風しん抗体検査事業補助金の交付については、妊娠を希望する出産経験のない女性等の風しん抗体検査を推進することにより、先天性風しん症候群の発生の予防を図ることを目的とし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日北海道規則第34号）、及び感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(補助事業者)

- 2 この補助金の補助事業者は、北海道（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所を有する次に掲げる者であって、医療機関において風しん抗体検査を受検した者とする。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、過去に2回の風しんの予防接種歴がある者及び検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者を除くものとする。
 - (1) 妊娠を希望する出産経験のない女性
 - (2) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、同じ。）
 - (3) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者。以下同じ。）
 - (4) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者
 - (5) 風しんの抗体価が低い妊婦の同居者

(補助事業費及び補助率)

- 3 この補助金の補助事業費は、補助事業者が、風しん抗体検査に要した費用とする。補助率は10分の10以内とし、一人当たり6,750円を限度として補助する。

(補助対象期間)

- 4 この補助事業は、令和6年3月11日から令和7年3月10日までに実施した風しん抗体検査を対象とする。

(補助金の交付申請の方法)

- 5 この補助金の交付の申請をしようとする者は、告示の定めるところにより、令和6年度北海道風しん抗体検査事業費補助金交付申請書（保福第380号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、補助事業者の住所地を所管する総合振興局長又は振興局長を経由し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 風しん抗体検査に係る領収書又は領収証明書等のこれに代わる書類
 - (2) 住所地及び同居の状況が確認できる書類の写し
 - (3) (2) または (3) の補助事業者の場合 妊娠を希望する出産経験のない女性に風しん抗体ができないことがわかる書類の写し
 - (4) (2) または (5) の補助事業者の場合 妊婦の風しん抗体価が低いことがわかる書類の写し

(申請時期)

6 この事業の補助金の申請は、令和7年3月10日までに行うものとする。

(交付の決定)

7 総合振興局長又は振興局長は、申請書を受理したときは、内容を確認して、知事に進達する。知事は、速やかに審査を行い、交付が適当と認めたときは、別記様式1により交付の決定を行い申請者に通知するものとする。

また、審査の結果、交付が不適当と認めたときは、不交付決定通知書(別記様式2)をもって申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

8 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 北海道補助金等交付規則(昭和47年4月1日北海道規則第34号)、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号)及び令和6年度北海道風しん抗体検査事業補助金交付要綱に従わなければならない。

(2) この補助金の交付の決定で、次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し又は受領したとき。

イ 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(3) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(5) 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認められるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(補則)

9 この要綱に定めるほか、北海道風しん抗体検査事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。